

ファミリート日の出 短期入所利用料一覧表

令和 4年 10月 1日 改定

介護保険利用者負担 (日額)

基本利用料 (本人1割負担分)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	752	799	861	914	966
多床室	827	876	939	991	1,045
(日帰りショートステイ) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日)					
(1) 3時間以上4時間未満					650
(2) 4時間以上6時間未満					908
(3) 6時間以上8時間未満					1,269

(単位×10.45円)

居住費・食費 (食材費 + 調理費相当分)・・・1日あたり

費目	第1段階	第2段階	第3段階-1	第3段階-2	第4段階
居住費	個室	490	490	1,310	1,640
	多床室	0	370	370	900
食費	300	390	650	1,360	2,000

・食事代 2000円 (朝食 580・昼食 600・夕食 700・おやつ 120)
 ・1食ずつの算定となります

※「介護保険負担限度額認定証」を交付された方は、第1段階～第3段階になります。

体制加算

費目	加算(単位)	内容の説明
夜勤体制加算	24	夜勤職員の最低基準より1名の人員を配置した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	34	在宅復帰・在宅療養支援等が40以上であること 地域貢献活動を行っていること
サービス提供体制強化加算 (II)	18	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上の場合加算
介護職員処遇改善加算 (I)	—	(I)厚生労働大臣基準の全てに適合(所定単位×39/1000)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	—	介護職員処遇改善加算 Iを算定しサービス提供体制強化加算が(I)イの場合(介護報酬総単位数×21/1000)
介護職員等ベースアップ等支援加算 (I)	—	処遇改善加算 I～IIIのいずれかを取得している場合(介護報酬総単位数×8/1000)

その他の加算 (本人1割負担分) 2割負担の場合×2, 3割負担の場合×3

費目	加算(単位)	内容の説明
個別リハビリ実施加算	240	利用者毎に個別リハビリ計画を作成し、リハビリ計画書に基づき理学療法士等が個別にリハビリを行った場合
緊急短期入所受入加算 (7日を上限)	90	利用者の状態や家族等の事情により短期入所を緊急で受け入れた場合(家族等の疾病でやむを得ない場合)
認知症ケア加算	76	日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通が困難者に対して、認知症専門棟で短期入所を受け入れた場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算(※)	200	在宅での生活が困難、緊急に利用した場合に加算(7日を限度)
若年性認知症利用者受入加算	120	(※)との併用不可 若年性認知症の利用者を受け入れ、個別の担当者を決めている場合
	60	(※)との併用不可 利用者ごとに個別の担当者を定めている場合 「特定介護老人保健施設短期入所療養介護」
送迎加算 (片道)	184	利用者の状態、家族の事情等で居宅と施設間の送迎が必要な場合
療養食加算 (1食)	8	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食・心臓病食等)を1日3食を限度とし提供した場合
重度療養管理加算	120	要介護4・5の利用者であって、別に厚労大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学管理と処置を行う場合
緊急時治療管理	518	緊急時等やむをえない事情により治療管理を行った場合、1月に1回、3日を限度として算定
総合医学管理加算(利用中7日を限度)	275	居宅サービス計画において計画的に予定していない治療管理を行い診療状況を示す文章の提供

その他の利用料 (希望者のみ)

費目	金額(税込)	内容の説明	
日用品費	A-275、B-440	歯ブラシ歯磨き、フェイスタオル、シャンプー等施設でご用意する特別な日用品費	
教養娯楽費	70	創作活動の資料・材料費(文芸系・手工芸・運動系等)	
行事費	実費	小旅行・観劇等の行事に参加される際の費用	
特別な室料	A	5,500	一般棟個室Aの室料
	B	2,750	一般棟個室Bの室料
文書料		7,700	診療情報提供書、又はそれに準ずるもの
		3,300	診断書・証明書・その他文書
理美容代	カット	2,310	シャンプー・ブロー込み
	パーマ/ヘアカラー	5,610	シャンプー・ブロー込み
	顔剃り/ヘアセット	1,210	顔剃りまたはヘアセットのみを希望される場合

介護老人保健施設 ファミリート日の出